保長介第２４９号

令和２年４月１０日

介護保険サービス事業所　管理者　様

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課長

（公印省略）

﻿

新型コロナウイルス感染症緊急対策事業について

　日頃より、本市の介護保険制度の運営について多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、この度埼玉県庁高齢者福祉課より新型コロナウイルス感染症緊急対策に関する事業の実施についての情報提供がありました。事業の概要は下記に記載のとおりです。

　本事業の活用を検討される場合には、大変期間が短く恐縮ですが、**令和２年４月１３日（月）午前１１時**までに介護保険課にご一報くださいますようお願いいたします。

　なお、本事業へのお問い合わせにつきましては、**埼玉県庁高齢者福祉課（電話：０４８－８３０－３２６０）へお願いいたします。**

　なお、今回送付した文書につきましては、本市ホームページ（**介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ3）**にも掲載しております。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

【事業概要】　介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置

　①　感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用の補助

②　風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置に必要な費用の補助

【担当】

さいたま市保健福祉局長寿応援部

介護保険課事業者係

電　話：０４８－８２９－１２６５

ＦＡＸ：０４８－８２９－１９８１

メール：kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp